

練馬まちづくりセンターの紹介

所長

小場瀬 令二

まちづくりセンターのいろいろ

- **行政の内部に設置＝行政の一係**
 - 市民全体を相手にする必要
 - 行政の平等主義に左右される
 - 議会筋のチェックを受ける
- **行政の半外に設置＝練馬型**
 - やる気のある市民を相手にする
 - 行政の意向に左右されるが半独立的
 - 議会筋の圧力は少ない
- **行政の外に設置＝世田谷型**
 - やる気のある市民を相手にする
 - ファンドなどの財政基盤を持つ
 - 行政の意向からある程度独立
- **行政と無関係＝ボランティア組織の連合**
 - 行政からの補助金が必要
 - 活動者のボランティアで運営
 - 初期段階の仕組か

よくある質問

- 1. まちづくりセンター全体の事業の実施状況について
- 2. 行政としての立場ではなくまちづくりセンターという立場からまちづくり活動に取り組むことの長所と短所について
- 3. 事業者、市民団体等が行うまちづくり活動に対する支援の方法について
- 4. 市民団体等によるまちづくり活動を誘発、活性化するしくみについて
- 5. 年間の事業費について
- 6. 景観整備機構としての立場からの事業の実施状況について
- 7. 運営体制について
- 8. 練馬区の担当部局との連携について
- 9. まちづくりセンターの事業の今後の展望について

まちづくりセンターの5つの機能

1 区民のためのセンター

まちづくりセンターは、区民と同じ目線にたって、区民によるまちづくり活動を応援します。

2 練馬区の地域課題に対応できるセンター

まちづくりセンターは、練馬区が抱えるまちづくりの課題を解決するために積極的に取り組みます。

3 区民のまちづくりネットワークを育むセンター

まちづくりセンターは、まちづくり活動をしている区民の方たちが出会い、力を合わせて活動を行うきっかけとなる場づくりをします。

4 区民・事業者・行政をつなぐ役割を担うセンター

まちづくりセンターは、まちに関わるさまざまな人たち(区民・事業者・行政)が力を合わせて、よりよいまちにしていくための仕組みづくりをします。

5 まちづくり専門家の組織としてのセンター

まちづくりセンターには、まちづくり・みどりに関する専門スタッフがいますので、気軽にご相談ください。

7つの事業

1 まちづくりに関する相談(非常に盛ん、各種相談あり)

- 1-1 センター職員によるまちづくり相談(まちづくりに関する相談)
- 1-2 まちづくり相談員による相談

2 まちづくりに関する情報提供と学習機会の提供

- 2-1 まちづくりに関する情報提供
- 2-2 まちづくり・都市計画に関する図書等の閲覧・貸出(ライブラリー機能)
- 2-3 まちづくりの知識や技術に関する講座・研修(100人単位の講座あり)

3 まちづくりに関する情報や活動のプラットフォーム事業

- 3-1 まちづくり情報共有のためのプラットフォームの構築・運用
- 3-2 区民のまちづくり活動をネットワーク化するための交流機会の提供(活動報告会後の懇親会)

4 区民主体のまちづくり活動に対する支援

- 4-1 「練馬区まちづくり条例」に基づくまちづくり活動支援(2地区)
- 4-2 自主的なまちづくり活動に対する活動費助成(2活動を協議会助成中、たまご10活動、はばたき10活動)
- 4-3 会議・打合せスペースの提供(頻繁に利用されている)
- 4-4 まちづくり活動に必要な物的支援(パンフレットの印刷などよく利用されている)
- 4-5 区民によるまちづくり活動をより多くの区民に伝えるための情報発信支援

5 まちづくりに関する調査・研究

- 5-1 まちづくりに関するセンターの自主調査・研究(農的まちづくり)
- 5-2 まちづくりに関する調査・研究ネットワークの構築(戦略的新規開拓地区)

6 区、事業者、NPO等が行うまちづくり事業に対する支援と協働

- 6-1 区が行う住民参加型プログラム(計画策定等)の企画・運営支援(景観、ユニバーサルデザイン)
- 6-2 区が行う区民との協働事業(事業実施等)の企画・コーディネート
- 6-3 まちづくりに関する行政や民間企業、各種団体、NPO等からの受託事業、調査、研究

7 みどりに関する取り組み

- 7-1 「練馬みどりを育む機構(現:練馬みどりの機構)」への支援
- 7-2 練馬区におけるみどりを育む活動を推進するための調査・研究
- 7-3 都市におけるみどりの空間の保全・創出をするための制度活用・システムに関する研究および取り組み

まちづくりセンターはこんなことを 普及・啓発事業 しています

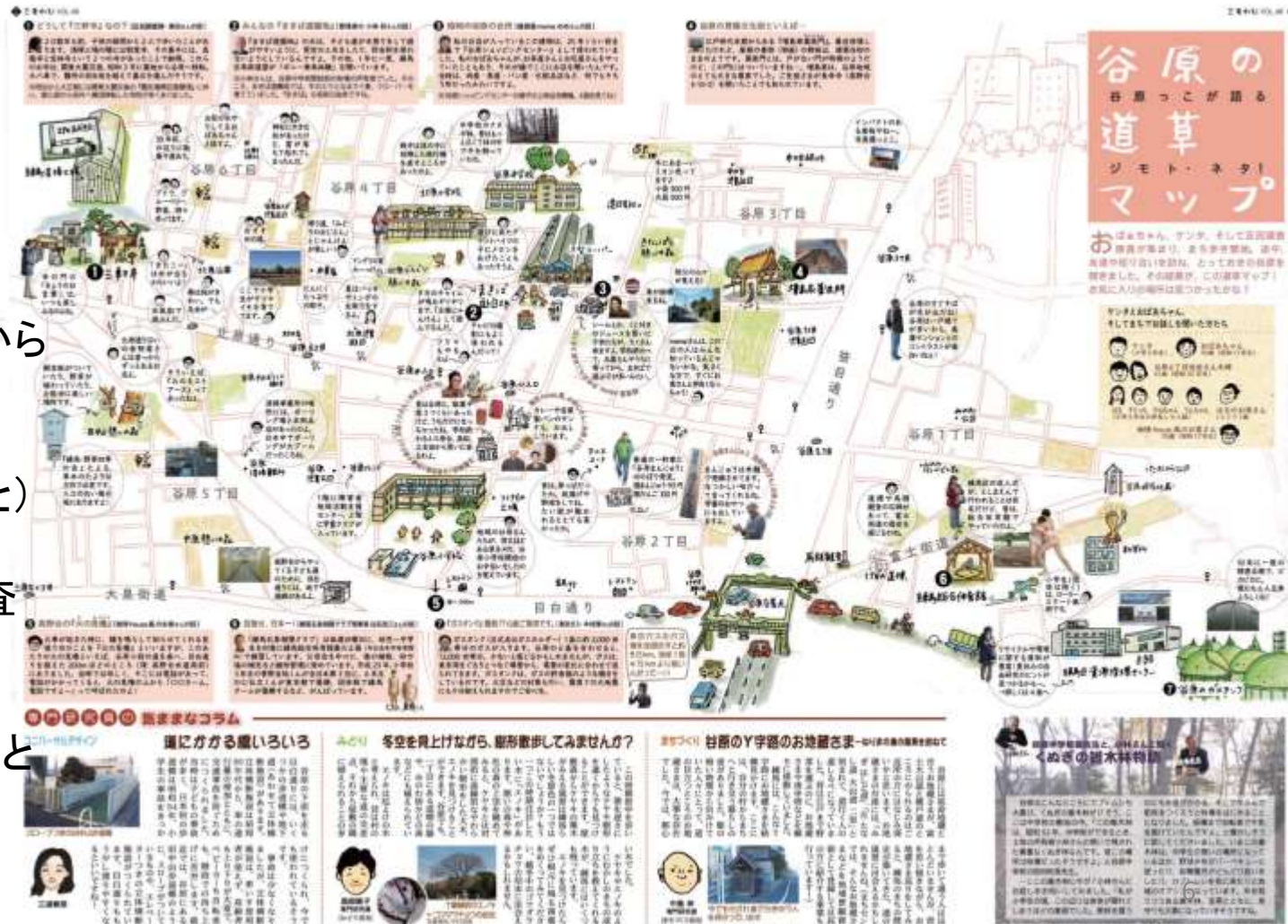
普及・啓発事業

まちづくり講座

「こもれび」の発行
年3回発行
町名ごとに街を
まちづくりの観点から
紹介する

まち調査隊(住民と)
歩き、編集会議
インタビュー調査
を経て発行

まちの資源の発見と
まちづくりの人を
発見する



まちづくり活動助成制度

たまご5万円 * 10チーム、はばたき30万円 * 10チーム
活動助成

申請相談→申請内容審査→助成決定→活動→活動報告会



まちづくり活動支援

あなたのまちづくり活動を支援します!



協働作業

景観整備機構業務
ねりまの散歩道

タウンサイクルを活用した3社協働企画
ユニバーサルデザイン推進ひろば

地域福祉情報紙「ねりま」

バリアフリー区民意見反映制度補助業務

福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支
援事業補助業務



まちづくり活動団体（登録数125団体）

[歌声広場（旧そしおん）](#)

[（社団）成年後見支援センターヒルフェ・練馬地区](#)

[パペレッタ・カンパニーねりま](#)

[練馬イクメンパパプロジェクト（通称 ねりパパ）](#)

[風りん](#)

[江古田ユニバース](#)

[パワカレ4期勉強会](#)

[江古田ぐらし](#)

[防災まちづくりの会「まある」](#)

[風の子保育園建築委員会](#)

[北町旧跡研究会](#)

[てとりくらぶ](#)

[チームみどりの輪](#)

[ねりまエコ・アドバイザー 葉っぱの会](#)

[ラララMaMa](#)

[木楽市実行委員会](#)

[ねりま子ども劇場](#)

[M'Z ART](#)

[FCムサシ](#)

[練馬に自然を育む会](#)

[ネリマ・ベジタブル・カフェ](#)

[練馬folkローレ](#)

[井準備室](#)

[若年認知症ねりまの会 MARINE](#)

[風言葉～朗読の会～](#)

[練馬発！映画を作るプロジェクト](#)

[お茶の間ネット「滞の会」「満咲くの会」「野あざみ会」](#)

[あそボラネットかみしゃく](#)

[社団法人 栄養改善普及会練馬グループ](#)

[特定非営利活動法人 食遊石神井](#)

[南田中のまちを考える会](#)

景観事業

1. 地域景観資源の登録

- ・地域景観資源登録による
地域景観資源の
発掘・情報発信

おしえてください！
とっておきの風景
地域景観資源 たとえば・・・

※写真は「鶴岡市の景観条例第100条」に「おりの景観法」より

1. たてもの部門 → 地域を特徴づけている建築物や工作物（塙や塔、石碑や橋など）

▼特長的な建築・工作物

「十一ヶ寺」 「増島宅の門」 「瀧崎寺の鐘樓堂」

他にも...
地域に残る歴史的な建物・レトロな建物・寺社仏閣・古い井戸など

2. みどり部門 → 地域のみどりや水景、公園、緑地、農地など

▼景観な公園

「瀧間神社の大ケヤキ」 「八坂小学校付近の桜並木」 「高松の屋敷林」 「石神共池の水田」

▼水景・河川・池

他にも...
みどり豊かな寺社境内や生垣・産地・谷戸・河川など

3. まちかど部門 → 地域の歩きたくなる道や、印象的な坂道や橋など

▼特長的な道

「三六道筋 西季の道」 「鐘木林のある道」 「平成みあい橋」

他にも...
地域の印象的な坂道や階段など

4. 風景部門 → 鶴岡の風景・景観を特徴づけているおすすめのもの。

▼景観

「園のぼろ市」 「鶴岡区収容センターロビーから見た富士山」 「鶴岡まつり」

他にも...
イルミネーション、地域の特長のある音風景（園の音や川のせせらぎ）や地域の景観向上の取組みなど

応募の流れ

地域景観資源が登録されるまで

2

必要内容を記入して
申し込みます。
裏面の応募用紙の内容を記入し、
郵送または電子メールで
お送りください。

写真がある場合には、写真を添付ください。
（あ一人様宛でも応募できます。）

※応募用紙を切り取ってお送りいただくものではありません。
※特許権の個人権利は、審査段階において
事務局からの連絡の中で印付させていただきます。

1

普段の暮らしの中で、
とっておきと思う風景を
選んでください。
（自宅のまわり、学校のまわり
など身近な場所のとおりに
おきをおいてください。）

3

選定会議により
登録資源を
決定します。

4

選定された資源は、
区報やHPなどを
通じて公表されます。

応募期間

募集は通年、随時募集します。

第1次締切 平成23年 **8月31日**（必着）

第2次締切 平成23年 **12月10日**（必着）

※私有地、私有物については、その所有者の承諾が必要となります。
承諾については区が協議を行います。

まちづくりセンターが
相談にのります！一緒に探します！



景観まちなみ協定

○第1号 旧川越街道の歴史を活かしたまちなみ協定

川越街道の宿場町として栄えた歴史を持つ北町の皆さんが、「旧川越街道の歴史を活かしたまちの景観づくり」を実施する協定です。

○第2号 花咲く小路づくり まちなみ協定

大泉3丁目にお住まいの皆さんが、宅地の沿道に花を咲かせることで、美しいまちなみを地域で育む活動を実施する協定です。



菜の花の次は向日葵を植える予定



道上での菜の花のお花見の会

練馬区の担当部局との連携について

- ・景観、UD(ユニバーサルデザイン)といった部門では委託事業ということもあり担当部局とは密に連絡と取り事業を着実に進めている
- ・地区まちづくりに関しては、区担当課からの明確な方向性が必ずしも明示されていないのでしばしば後戻りがある。住民間で対立がある以上やもうえない。

行政としての立場ではなくまちづくりセンターという立場からまちづくり活動に取り組むことの 長所と短所について

長所

1. 市民に一番近い存在
2. 助成事業などをとおして市民を組織化することができる
3. 常識的なレベルで法律のもとにはあるが、新しい試みが可能である
4. 単なる行政の請負人の立場でない(市民と一緒に行動できる)

短所

1. 事業予算をにぎっていない
2. 役所側が縦割りの組織なのに対して、まちづくりセンターが対応する住民は横割りのであり、まちづくりセンターはちぐはぐになりやすい？。
3. 住民間に対立がある案件の場合、まちづくり条例を実際にどのように動かしていくか明確な方法が区も持っていないとまちづくりセンターとしては動きにくい。(話し合いで解決できない問題をどのように解決するか？)

まちづくりセンターの事業の今後の課題と展望

1. **普及・啓発事業の成果の確認**→まちづくりに寄与しているか＝見える化、近隣住民へのサービスへと展開しているか
2. **地域景観資源の登録**
登録が景観まちなみ計画にどのように展開できるか(きっかけにはなっているが)
3. **景観まちなみ協定**
点→線→面へと展開していくことができるか
4. **景観を中心にまちづくりに展開し緩い規制で計画にセット**
5. **地区まちづくり計画**
 - ・まちづくり条例の主要な目標
 - ・地区計画なり地区まちづくり計画を決定する場合に、規制強化を嫌う既存住民がいるのでどのように決定に至るのか
 - ・地区まちづくり計画を導入したい地区は、マンション紛争がある地区のみ(住民からの需要を待っている)
 - ・実際の紛争地にはなかなか入り込めない

公共的空間の管理運営の今後

- 公共空間のハード整備は公共が実施する？
- 計画に利用者・使用者が参加する＝ワークショップ＝公共空間に愛を持って大切に利用してもらう主体の確立
- 空間整備の後使い方は、利用者対管理者だけの関係になりやすい。(禁止看板の氾濫)
- 空間を管理運営＝使用(利用よりは使いながら自己管理運営する)

公的空間の管理運営しうる主体の確立

- 主体の確立には、経験や学習、勉強が必要
- 学習をサポートする組織としてのまちづくりセンターがある(まちづくり講座、かちづくりカフェ)
- まちづくり活動を体験してもらうことが、一番の主体性確立になる

まちづくりセンターの今後

- 基本的には人件費の塊である
- 人件費に見合う活動をしているか？
- 評価手法が確立していない
 - 設計事務所ならば受注額などで図れるが
そのような指標がない
 - =まちづくり主体確立数 =活動団体数
 - まちづくり条例に基づく地区計画、地区まち
づくり登録数、
- ここが確立していないと補助金を簡単に切られる
可能性がある